

病後児保育のご案内

病後児保育とは

お子さんが、病気やけがの際、急性期を過ぎた回復期において、まだ集団保育が困難な場合、また保護者の方が仕事などの事情により家庭で保育できない場合に、専用の保育室で看護師・保育士がお子さんをお預かりします。

お子さんの体調や症状に合わせて過ごしてもらうことで、無理なく体力を回復し、通常の保育や生活に戻ることができます。

○回復期（症状）の目安

- ・解熱剤を使わずに、38度以上の熱が半日以上出ていないこと
- ・乳幼児が日常かかりやすい病気（風邪や胃腸炎など）は、具合が悪く高熱があり、食欲がない、ぐったりしているなどの症状が落ち着いてきた状態
- ・感染症（インフルエンザ、水ぼうそう、溶連菌感染症など）は感染の時期が過ぎた状態
- ・慢性疾患（喘息など）は発作などが落ち着いてきた状態
- ・外傷性疾患（骨折、やけどなど）は、症状が落ち着き、まだ安静が必要な状態

○利用できる児童

次の要件をすべて満たすお子さんが対象となります。

- ・池田町に住んでいる生後6か月以上の未就学児
（保育園に入所していないお子さんでも保育を必要とする等の条件を満たせば利用可）
- ・病気やけがの回復期にあるが、まだ安静が必要であり、集団保育等が困難であると医師の診断を受けている

○利用定員 1日3名

○利用できる日・時間

池田保育園の開園日

月曜日～土曜日 午前7時30分から午後6時30分まで

○利用できる期間

1回の利用につき連続して7日以内（状況により延長可）

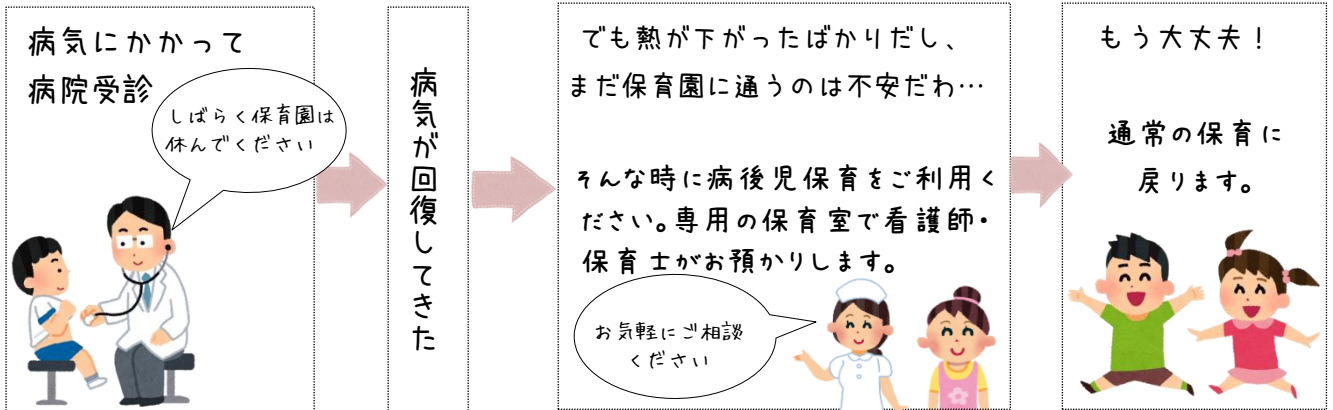
○利用料金

無料（池田保育園入所児童以外は、給食費等の実費負担あり）

○持ち物

着替えなどの必要な持ち物は、担当保育士等に確認してください。

利用の方法



利用の流れ

ご利用にあたっては、
医師の診断
が必要になります。

①前日までに利用の 仮予約

電話などで利用が可能か
池田保育園に確認してくだ
さい。定員に達した場合、お
断りすることがあります。

②医療機関受診

前日もしくは当日、かかり
つけ医に受診し医師に「池田
町病後児保育事業連絡票」
を記入してもらう。
※町外の医療機関でも可

③利用開始

利用時に「池田町病後児
保育事業利用申請書」に上
記の連絡書を添付し、お子
さんを池田保育園に預けます。
お子さんの病状等、詳細を担
当保育士等が確認させてい
たきます。

④利用終了

通常の保育や生活に戻り
ます。

必要書類

- 池田町病後児保育事業
連絡票(診療情報提供書)
- 池田町病後児保育事業
利用申請書

※各用紙は、池田保育園・町
内医療機関・保健センター
子育て支援係にあります

○その他注意事項など

- ・病院で処方されている薬(内服薬、軟膏、点眼薬など)の使用は可能です。
- ・利用中に38度以上の熱が出たり、その他症状が悪化した場合は、お迎えに来ていただくこととなりますので予めご承知おきください。
- ・状況により、当初予定していた利用期間の短縮もしくは延長が出来ます。
- ・池田町病後児保育事業連絡票の取り扱いが出来ない医療機関については、内容が網羅されていれど、医療機関の診療情報提供書でも代用可能です。(ただし、必ず町の連絡票を医療機関に持参し、提示してください。)

●問合せ先●

池田保育園 572-3659

池田町保健福祉課子育て支援係(池田町保健センター内) 572-2100